

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

平成23年4月
総務省

地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）の施行に伴い、東日本大震災に係る個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、固定資産税及び都市計画税等の課税の特例措置に関する細目を定める必要があるため、下記の通り改正を行う。

1. 改正内容

【個人住民税】

○東日本大震災に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等

- ・・・ 雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等を定めるもの

○東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続

- ・・・ 財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続について定めるもの

【自動車取得税等】

○東日本大震災に係る自動車取得税の特例の対象となる者の範囲等

- ・・・ 東日本大震災に係る自動車取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災自動車の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とするもの

【固定資産税・都市計画税】

○東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲

- ・・・ 東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税措置について、住宅用地とみなす土地及び当該住宅用地とみなす土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲等について所要の規定の整備を行うもの

2. 施行期日

公布の日